

第4章 緑化重点地区・保全配慮地区の計画

1 緑化重点地区の指定

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号に「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されており、緑化の方向性や手法等についてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

(2) 指定の考え方

本市では、今後も市内において、緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことを目指し、緑の配置方針で緑の創出エリアに設定した以下の地区を「緑化重点地区」として位置づけていきます。

① 木下駅南口地区

【地区特性】

公共施設の集約化等を基本として、木下駅圏のにぎわいの創出や利便性の向上を目指すための施設整備用地として市が確保した土地や、木下万葉公園・木下交流の杜公園・木下交流の杜広場・竹袋調整池等の緑が近接している地区です。

【緑化の方向性】

当地区は、前計画においても木下駅南地区として緑化重点地区としており、公園や街路樹が整備されているほか、国の天然記念物である木下貝層を活用した木下万葉公園や印旛高校跡地を活用した木下交流の杜、国道356号バイパス南側の竹袋調整池等、多様な緑化を図ってきました。本計画ではこれらに加え、木下駅から印西市役所にかけて、市民や本市への来訪者が訪れることが想定されることから、利用しやすい施設を配置しつつ、人々が集い、憩い、交流できる場となるよう、多様な緑による緑化を推進します。

② 次期中間処理施設建設予定地周辺地区

【地区特性】

印西クリーンセンターの老朽化に伴い、印西地区環境整備事業組合（印西市・白井市・栄町で構成）において、各構成市町の住民の生活に欠かせない一般廃棄物の中間処理施設として整備が計画されており、隣接して排熱エネルギーを活用する地域振興施設の整備が計画されている地区です。

【緑化の方向性】

次期中間処理施設に併せて地域振興施設の展開も計画されていることから、両施設の内、特に一般の方々が利用するゾーンには、緑化を要請するとともに、縁辺の斜面林はできる限り保全することで、地区外との緑の連続性を確保するよう要請していきます。

③ 印旛中央地区

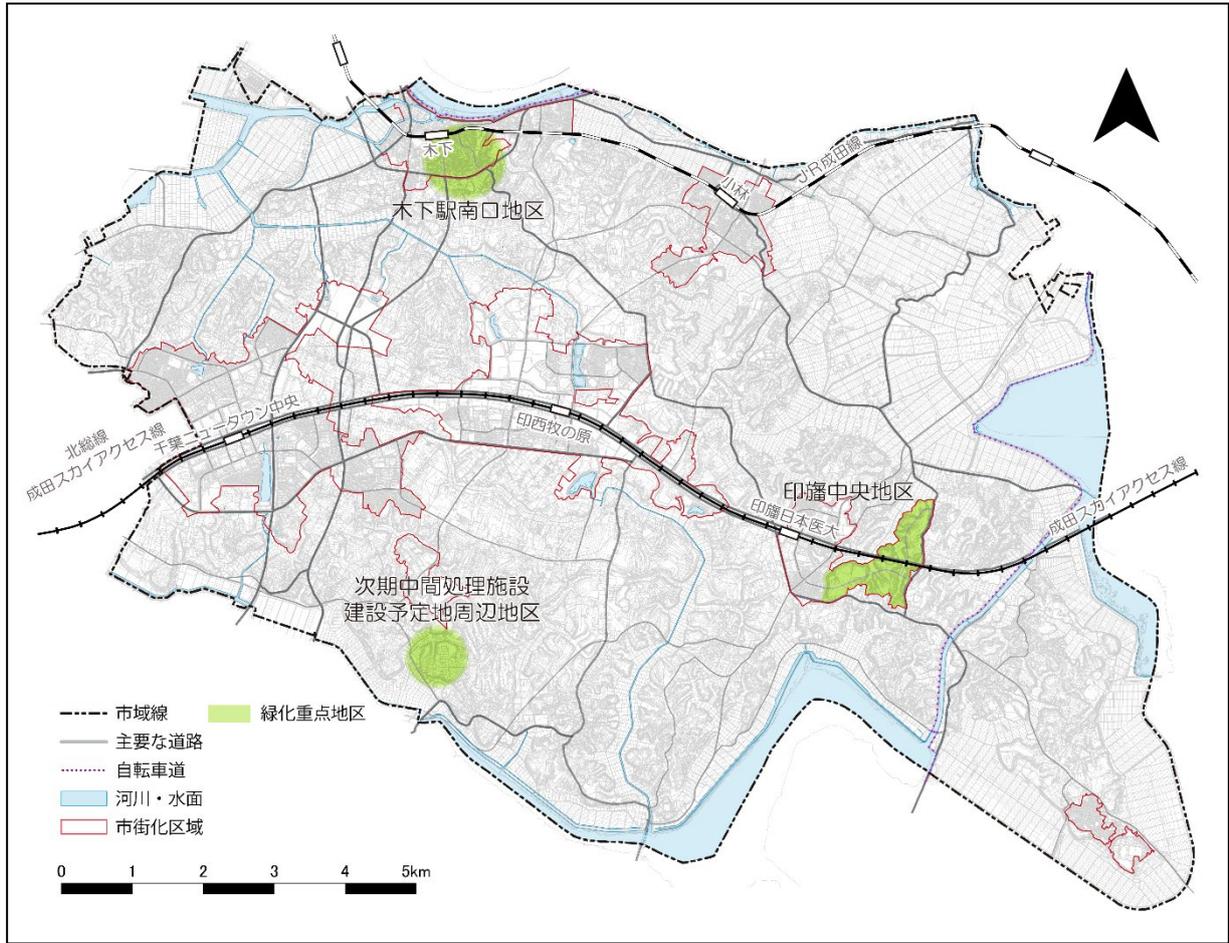
【地区特性】

千葉ニュータウンに隣接し、北千葉道路により東京方面や成田国際空港に近接する立地条件等を生かし、産業・業務機能と居住環境が集積・調和した市街地形成を目指し、現在、組合施行土地区画整理事業による事業化の検討が進められている地区です。

【緑化の方向性】

都市公園や街路樹等の植栽により、良好なまちなみ景観の形成を図るとともに、既存地形を生かした整備や地区縁辺の斜面林や台地の緑をできる限り保全することで、グリーンインフラの活用や、斜面林と一体的に保全を図る台地の緑や谷津、水辺・湿地等、地区外との緑の連続性を確保し、緑豊かな市街地環境を形成します。

また、民間施設については、地区外の緑との連続性や、自然と調和する施設となるよう要請していきます。



緑化重点地区位置図

序章

緑の基本的事項
の基本的事項
の計画の

第1章

印西市の
緑の現状と課題

第2章

印西市の
緑の将来像と目標

第3章

実現のための
施策の方針

第4章

緑化重点地区・
保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に
向けて

2 保全配慮地区の指定

(1) 保全配慮地区の概要

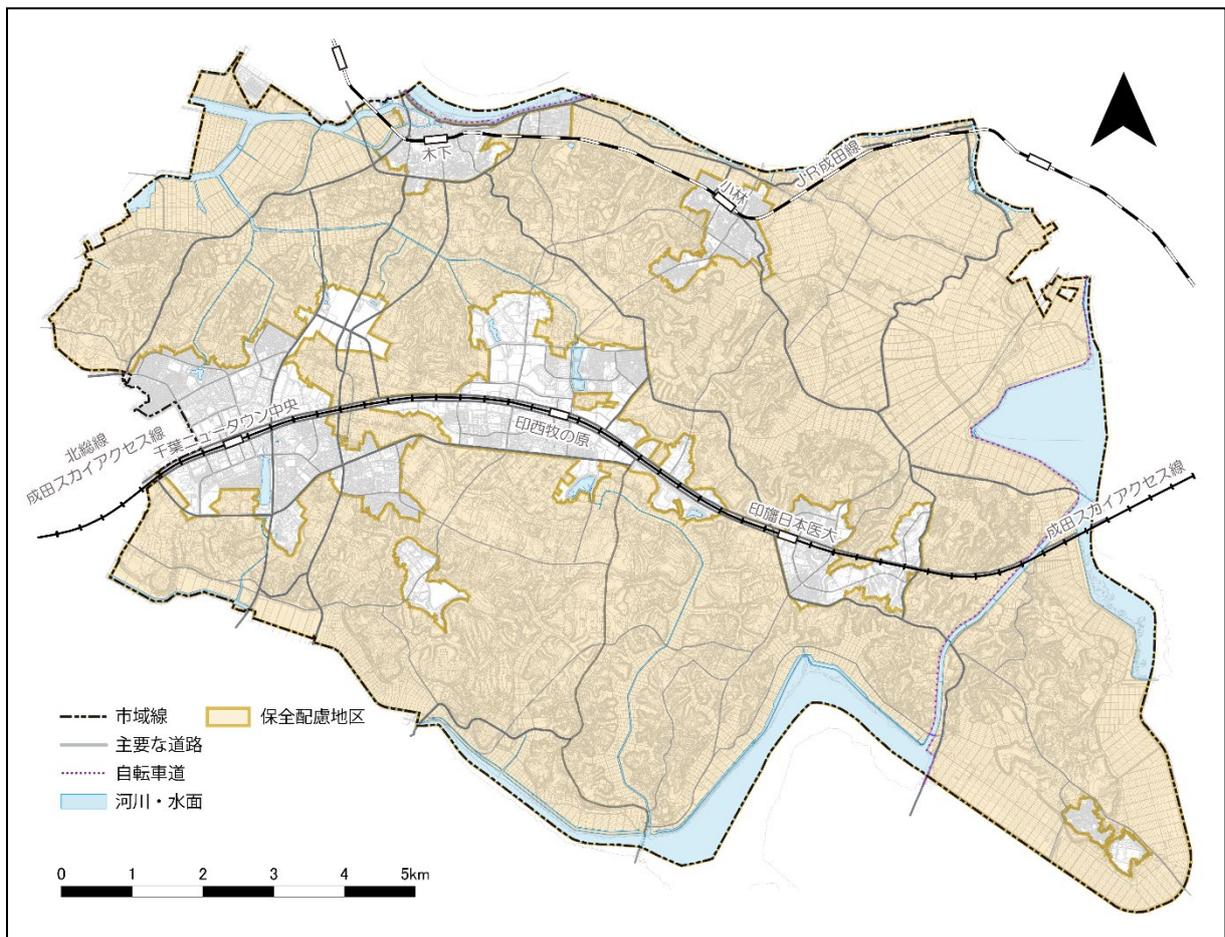
保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項第6号に「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

具体的には、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然との触れ合いの場の提供等の観点から、重要となる自然的環境に富んだ地区等において設定します。

(2) 指定の考え方

市民の快適な生活環境づくりを目指して、市街地を中心に、まちなかの緑化が図られています。一方、市街化調整区域においては、本市を代表する谷津田・斜面林・集落等の里山環境や広大な田園環境、印旛沼・手賀沼・利根川に代表される潤いのある水辺環境をみることができ、これらの市街化調整区域の緑は、本市固有の環境であり、雨水の調整機能により、災害発生を抑制するグリーンインフラとしての機能が期待されるとともに、生態系の観点からも貴重な自然環境であるといえます。

そこで、本計画における保全配慮地区は、緑の配置方針で緑の保全エリアに設定した市街化調整区域全域を指定します。



保全配慮地区位置図

(3) 保全配慮地区での検討事項

保全配慮地区は、貴重な自然の宝庫であり生物多様性の観点からも重要な里山が形成されています。

こうした里山を構成する斜面林や谷津田について、長期的な視点の中で持続可能な取組となるよう、以下に示した事項について、今後も検討していきます。

① 斜面林の管理

- 森林環境贈与税等を活用した斜面林の持続的な管理

② 谷津田の保全

- 市民との連携・協働による谷津田の保全

③ 水辺の保全

- 市民との連携・協働による河川や水路、池沼、湿地等水辺の保全

④ 草地の保全

- 市民との連携・協働による台地上の草地の保全